

令和6年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行政法

問1 次の(1)～(5)の中から2題を選び、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、(1)～(5)のどれかが分かるように、番号を冒頭に付しなさい。

- (1) 「法律の留保」について述べよ。
- (2) 行政契約を統制する法律や法原則としてどのようなものがあるか述べよ。
- (3) 土地区画整理事業法における土地区画整理事業計画の決定を「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」としない場合、どのような不都合が生じるか述べよ。
- (4) 「違法性の承継」について述べよ。
- (5) 国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たる行為のうち、「処分」（行政事件訴訟法3条2項）以外の行為について述べよ。

問2 [事例]を読み、(6)～(9)に解答しなさい。解答には、(6)～(9)を冒頭に付しなさい。

[事例]

F市内に住むXは、自宅で着物関連の下請業務をして生計を立てていたが、子供の体調悪化を契機に、生活保護の申請をした。F市P福祉事務所長Yは、令和3年5月、世帯の最低生活費は月額16万円であるところ、業務収入は7万円として、不足分9万円の保護開始決定をした。

Xは、下請業務を遂行するに当たり自動車を用いていた。P福祉事務所の職員は、Xに対し、下請け業務で増収を図るか、又は、自動車を売却し他の仕事に就くかのいずれかの対応を採るよう、たびたび高等で指導したが、改善が見られなかった。

Yは、令和4年8月、Xに対して、生活保護法27条1項に基づく指示として、「指示の内容欄」に「着物関連の仕事の収入を月額12万円（必要経費を除く）まで増収してください。」と、「指示の理由欄」に「世帯の収入増加に大きく貢献すると認められたため自動車の保有を容認していたが、目的が達成されていないため。」と記載した書面を交付した（以下「本件指示」という）。

本件指示に対しXは、収入の増加は着物業界の現状から客観的に実現不可能であること、自動車の保有は子供の通院のためにも必要であることを理由に、本件指示に従わなかった。Yは令和5年1月、生活保護法62条3項に基づき、「指導・指示の不履行」と記載した書面を交付し、保護の廃止を決定した（以下「本件決定」という）。

- (6) 本件指示は、「処分」（行政事件訴訟法3条2項）に当たるか述べよ。検討に当たっては、生活保護法27条1項と62条1項・3項との関係、生活保護法62条4項と（適用はされないが）行政手続法13条1項との関係に着目しなさい。

- (7) 本件指示が「処分」に当たらない場合、本件指示に従わなかったことを理由として本件決定をすることは適法か述べよ。
- (8) 生活保護法施行規則 19 条の趣旨に照らしたとき、本件指示の内容に自動車の処分まで含まれるか述べよ。
- (9) 本件決定は適法か述べよ。ただし違法性の承継については検討をする必要ない。

参考条文

○行政事件訴訟法

第 3 条第 2 項 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

○行政手続法

第 3 章 不利益処分

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第 13 条第 1 項 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようするとき。

ハ・ニ（略）

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

（不利益処分の理由の提示）

第 14 条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2（略）

3 不利益処分を書面でするときは、前 2 項の理由は、書面により示さなければならない。

第 4 章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第 32 条 2 項 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

○生活保護法

(指導及び指示)

第 27 条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(指示等に従う義務)

第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が、……第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2(略)

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第 3 項の規定による処分については、行政手続法第 3 章(第 12 条及び第 14 条を除く。)の規定は、適用しない。

生活保護法施行規則

(保護の変更等の権限)

第 19 条 法第 62 条第 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法第 27 条第 1 項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。